

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成30年5月9日

水 曜 日

第 4348 号

## 目 次

### 告 示

- 道路の区域変更 1
- 定款変更及び土地改良事業計画変更の認可 2
- 地籍調査の成果の認証
- 保安林の指定予定 3
- 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 6
- 指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意

### 公 告

- 土地改良事業の工事の完了 7

## 告 示

### 富山県告示第257号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月9日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 上市北馬場線	中新川郡上市町若杉二丁目 420番から	変更前	A	最大 26.6 最小 4.7	1,059.1	富山土木 センター
	中新川郡上市町中江上 310 番まで	変更後	A	最大 26.6 最小 4.7	1,059.1	

			B	最大 28.0 最小 6.9	1,150.5	
県道 大沢野大山線	富山市上大久保1041番1地 先から	変更前		最大 25.4 最小 6.8	756.0	富山土木 センター
	富山市上二杉 152番3地先 まで	変更後		最大 25.4 最小 12.0	756.0	
県道 富山港線	富山市上野新町 175番地先 から	変更前		最大 20.9 最小 11.8	501.0	富山土木 センター
	富山市上野新町1番地先ま で	変更後		最大 32.8 最小 27.0	501.0	

### 富山県告示第258号

定款変更及び土地改良事業計画変更の認可について

大庄土地改良区から申請のあった定款変更及び土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成30年4月27日認可した。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県告示第259号

地籍調査の成果の認証について

射水市における地籍調査の成果は、国土調査法第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 調査を行った者の名称  
射水市
- 2 調査を行った時期  
平成26年4月1日から  
平成29年3月21日まで
- 3 成果の名称  
射水市（大字黒河の一部、大字黒河新の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
射水市（大字黒河の一部、大字黒河新の一部）
- 5 認証年月日  
平成30年4月23日

## 富山県告示第260号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
富山県氷見市見内字小谷内26、27
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第261号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市庵谷片掛入会地字峠7の1、8の1、18の3

### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第262号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 保安林予定森林の所在場所**

富山県南砺市入谷字池田11の2、12の7、13の4（次の図に示す部分に限る。）

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度**

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**富山県告示第263号**

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 保安林予定森林の所在場所**

富山県南砺市下出字東俣36

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 富山県告示第264号

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅について

平成26年5月9日発生の富山加入区に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号に該当するため消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年5月9日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県告示第265号

指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことの同意について

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による次の届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年 5 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

発起人の氏名及び住所	加 入 区	届出年月日
高島 高志 富山市水橋辻ヶ堂 199番地 網谷 一吉 富山市岩瀬天神町41番地22 堀 敏和 富山市四方一番町2033番地	富山加入区 富山市（平成17年3月31日における富山市及び婦負郡婦中町の区域に限る。）及び射水市本江の区域	平成30年4月19日

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

**土地改良事業の工事の完了**

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 113条の3第2項の規定により公告する。

平成30年 5 月 9 日

富山県知事 石 井 隆 一

届出者	事業主体	地 区	事 業 名	工事完了年月日
城端土地改良区	同 左	泉沢東部	団体営基盤整備促進事業 (農業用排水施設)	平成30年3月30日

